

9 化学物質排出把握管理促進法の規定による届出

令和8年4月1日現在

根拠法令	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(特定化学物質排出把握管理促進法)(第5条等)	担当課 担当係	水・大気環境課 生活環境係 0742-27-8734
制度の概要	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。		
対象業種	金属鉱業、原油及び天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業*、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業*、自動車卸売業*、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業*、一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)、産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)、高等教育機関*、自然科学研究所、医療業 (*印はこのうち一部の業種)		
規制内容	1 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握する必要がある。 2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、上記1により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を知事を経由して主務大臣に届出をする必要がある。		
対象事業者の要件	1 従業員数 常時雇用者数21人以上の事業者 2 取扱量等 次のうちいずれかに該当すること (1)いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者 (2)いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者 (3)金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者 (4)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 (5)ごみ処分業または産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者 (6)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者		
手続のフロー図	特定化学物質排出把握管理促進法の規定による届出 <pre> graph TD A[対象事業者] --> B[対象化学物質の環境への 排出量・移動量の把握] B --> C[届 出] C --> D[水・大気環境課(経由) (必要に応じ意見を付す。)] D --> E[国(主務大臣)] E --> F[請求があれば開示] E --> G[環境省・経済産業省] G --> H[集計・公表] </pre>		